

令和元年 10月 11日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 石塚 哲士

令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第47条2号の規定により、令和2年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）が、「360千円（25等級）」に決定されましたので公告いたします。

なお、この決定額は、令和2年4月1日より適用されます。

以上